香芝市上下水道事業告示第６号

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３３条の２の規定に基づき香芝市上下水道部水道料金等未収金管理回収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２６条の４第１項の規定により告示する。

令和４年４月１日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長
香芝市長　福　岡　憲　宏

１．委託した業務
・水道料金等未収金管理回収業務

２．委託を受けた者
東京都渋谷区渋谷２丁目１６番８号　南雲ビル２階・４階
弁護士法人　舘野法律事務所

３．委託した期間　　令和４年４月１日から
令和５年３月３１日